

# 第15回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2024年6月26日（水曜日）

午前10時

※受付開始は、午前9時を予定しております。



開催場所

仙台市青葉区大手町1-1

株式会社バイタルネット

本社2階大会議室

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照  
ください。)

## 決議事項

### <会社提案>

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

### <株主提案>

- 第3号議案 自己株式取得の件
- 第4号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

株式会社バイタルケエスケーホールディングス

証券コード：3151



### 株主様へのお願い

今後の状況の変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.vitalksk.co.jp>) においてお知らせいたします。

株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前日にあらかじめ当社ウェブサイトをご確認くださいようお願い申し上げます。

(証券コード 3151)  
2024年6月4日  
(電子提供措置の開始日2024年6月3日)

株 主 各 位

東京都世田谷区弦巻一丁目1番12号  
株式会社 **バイタルケ-エスケ-ホールディングス**  
代表取締役社長 **村 井 泰 介**

## 第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第15回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.vitalksk.co.jp/ir/information>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧  
書類/PR 情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合には書面又はインターネットにより議決権を行使することが  
できますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討ございまし  
て、後述の案内に従って2024年6月25日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使して  
くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 仙台市青葉区大手町1-1  
株式会社バイタルネット本社 2階大会議室  
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第15期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告の内容及び連結計算  
書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第15期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

<b>決議事項</b>	
<b>&lt;会社提案&gt;</b>	
<b>第1号議案</b>	取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
<b>第2号議案</b>	監査等委員である取締役1名選任の件
<b>&lt;株主提案&gt;</b>	
<b>第3号議案</b>	自己株式取得の件
<b>第4号議案</b>	社外取締役の員数に関する定款変更の件

#### 4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合  
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年6月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合  
インターネットにより議決権を行使される場合には、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2024年6月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使ください。
- (3) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 事前の議決権行使をいただく場合

#### 書面による議決権行使

##### 行使期限

2024年6月25日（火曜日）  
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

#### 「スマート行使」によるご行使

##### 行使期限

2024年6月25日（火曜日）  
午後5時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

#### インターネットによるご行使

##### 行使期限

2024年6月25日（火曜日）  
午後5時30分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、  
議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

### 当日ご出席いただく場合

#### 株主総会へ出席



##### 株主総会開催日時

2024年6月26日（水曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

### 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

#### 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

#### 株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

■ 議決権行使について



0120-652-031  
(9:00~21:00)

■ その他のご照会

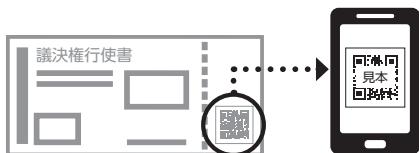


0120-782-031  
(平日9:00~17:00)

## 「スマート行使」によるご行使

### ① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンカタブレット端末で読み取ります。



※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

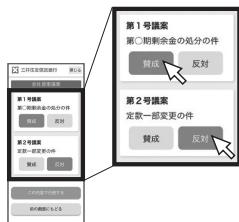
### ② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

- すべての会社提案議案について「賛成」する
- 各議案について個別に指示する

### ③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

### ④ 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主さまのご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

## インターネットによるご行使

### ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

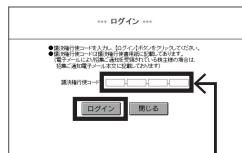


<https://www.web54.net>

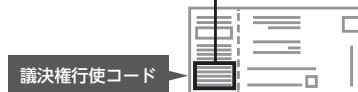


「次へすすむ」をクリック

### ② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



### ③ パスワードを入力する



パスワード変更画面が出ますので、お手持の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、株主様のご使用になる「パスワード」を入力いただき「登録」をクリック



以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### <会社提案>

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（11名）任期満了となります。つきましては、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	むら い たい すけ 村 井 泰 介 (1954年4月1日生)	1987年4月 サンエス(株)〔現(株)バイタルネット〕入社 1989年10月 同社経営企画室長 1990年6月 同社取締役 1994年6月 同社常務取締役 1996年4月 同社営業本部長 1997年4月 同社専務取締役 2006年6月 (株)バイタルネット取締役副社長 2006年6月 同社社長補佐兼渉外担当兼IR担当 2009年4月 当社取締役〔経営企画担当〕 2014年6月 (株)バイタルネット代表取締役副社長 兼執行役員社長補佐兼渉外担当 (株)ファイネス取締役(現任) 2014年6月 (株)バイタルネット代表取締役(現任) 2015年6月 当社代表取締役社長 2015年6月 当社代表取締役社長〔CEO兼CIO〕 2017年6月 当社代表取締役社長〔CEO兼CIO〕 2018年6月 (株)ケーエスケー取締役(現任) 2019年6月 当社代表取締役社長〔CEO兼CIO兼経営企画担当〕(現任)  (重要な兼職の状況) (株)バイタルネット代表取締役 (株)ケーエスケー取締役 (株)ファイネス取締役	107,300株
[取締役候補者とした理由] 当社設立時からおもに経営企画を担当し、2015年6月より当社の代表取締役社長を務めております。経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を有しており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	おか もと そういちろう 岡本 総一郎 (1963年8月14日生)	1993年3月 (株)協進 (現(株)ケーエスケー) 入社 2008年7月 (株)ケーエスケー I R・広報部長 2013年7月 同社経営戦略部長 2014年6月 同社執行役員 2016年4月 同社社長室長 2016年4月 当社経営企画部 I R 担当部長 2017年6月 (株)ケーエスケー取締役社長室長兼営業本部長補佐 2018年6月 同社代表取締役社長 (現任) 2018年6月 当社取締役 [I R 担当] 2019年6月 (株)バイタルネット取締役 (現任) 2020年6月 当社代表取締役副社長 [コーポレートコミュニケーション担当] 2022年10月 当社代表取締役副社長 [サステナビリティ推進担当兼コーポレートコミュニケーション担当] (現任)  (重要な兼職の状況) (株)ケーエスケー代表取締役社長 (株)バイタルネット取締役	152,630株
[取締役候補者とした理由] 主要な事業会社である(株)ケーエスケーにおいて経営企画部門を経験し、2018年6月より同社の代表取締役社長を務め、2020年6月より当社の代表取締役副社長を務めております。高度な見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">いち じょう たけし 一 條 武 (1959年10月16日生)</p>	<p>1985年 4月 サンエス(株)〔現(株)バイタルネット〕入社  1997年 4月 同社福島支店長  2002年10月 (株)バイタルネット山形営業部長  2006年 7月 同社執行役員宮城営業部長  2009年 7月 同社執行役員営業本部長  2010年 6月 同社取締役  2012年 6月 当社取締役  2012年 7月 当社取締役営業担当〔(株)バイタルネット担当〕  2012年 7月 (株)バイタルネット取締役常務執行役員  2013年 7月 当社取締役〔営業・仕入担当〕  2015年 6月 (株)バイタルネット代表取締役社長(現任)  2015年 6月 当社取締役〔渉外担当〕  2017年 6月 当社取締役〔営業担当〕  2018年 6月 当社取締役〔I R担当〕  2019年 6月 当社取締役〔営業・仕入担当〕  2020年 6月 当社取締役副社長〔営業・仕入・渉外担当〕  2021年 6月 当社代表取締役副社長〔営業・仕入・渉外担当〕  2023年 6月 当社代表取締役副社長〔渉外担当兼薬局事業担当〕(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)  (株)バイタルネット代表取締役社長</p>	110,100株
<p>[取締役候補者とした理由]  主要な事業会社である(株)バイタルネットの代表取締役社長を務め、2020年6月より当社の取締役副社長、2021年6月より当社の代表取締役副社長を務めております。営業部門の責任者として豊富な経験と高度な見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	い ぐち とし ゆき 井 口 順 之 (1968年3月16日生)	1990年4月 (株)ダイゴ〔現(株)ケーエスケー〕入社 2010年4月 (株)ケーエスケー長浜支店長 2017年7月 同社執行役員 京滋営業部長 2019年5月 同社執行役員 人事部長 2019年6月 同社取締役 総務部長兼人事部長 2020年6月 同社取締役 管理本部長兼人事部長 2020年6月 当社執行役員〔法務コンプライアンス部長〕 2021年6月 当社取締役〔C S R・総務・人事・法務コンプライアンス・監査担当〕(現任)  (重要な兼職の状況) (株)ケーエスケー取締役	5,100株
[取締役候補者とした理由] 主要な事業会社である(株)ケーエスケーにおいて営業・管理部門を経験し、当社においては2021年6月より取締役に務めております。幅広く豊富な経験と高い見識を有しており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。			
5	すず き みつ なお 鈴 木 三 尚 (1977年10月17日生)	2008年7月 (株)バイタルネット入社 2010年7月 (株)バイタルネット営業開発室長 2013年7月 同社仙台支店長 2014年7月 同社宮城営業部長 2015年7月 同社執行役員 営業本部長兼営業戦略部長 2016年6月 同社取締役兼執行役員 営業本部長兼営業戦略部長  2020年7月 同社取締役兼常務執行役員 営業本部長 2022年7月 当社執行役員 営業・仕入担当部長兼MAPs担当部長 2023年6月 当社取締役〔営業・仕入担当兼MAPs担当〕(現任)  2023年6月 (株)ほくやく社外取締役(現任) 2023年6月 (株)アステム社外取締役(現任) 2023年6月 (株)バイタルネット取締役副社長兼執行役員 営業本部長(現任)  (重要な兼職の状況) (株)バイタルネット取締役副社長 (株)ほくやく社外取締役 (株)アステム社外取締役	158,239株
[取締役候補者とした理由] 主要な事業会社である(株)バイタルネットの営業本部長として同社をけん引しており、2023年6月より当社の取締役に務めております。(株)バイタルネットの営業部門の責任者として豊富な経験と高度な見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	すずき こういちろう 鈴木 宏一郎 (1974年11月21日生)	2000年 8月 (株)ニチエー〔現(株)バイタルネット〕入社 2008年 7月 (株)バイタルネット新潟第二支店長 2011年 7月 同社新潟営業部長 2014年 7月 同社執行役員 2017年 6月 同社取締役兼執行役員 営業本部副本部長兼営業戦略部長兼新潟担当 2019年 7月 同社取締役兼執行役員 営業本部副本部長兼医薬部長兼新潟担当 2020年 7月 同社取締役兼執行役員 営業本部副本部長兼医薬部長兼関越担当 2022年 7月 同社取締役兼執行役員 営業本部副本部長兼流通統括部長 2023年 6月 当社取締役〔事業開発担当〕(現任) 2023年 6月 (株)バイタルネット取締役兼常務執行役員 営業本部副本部長兼流通統括部長(現任)  (重要な兼職の状況) (株)バイタルネット取締役	1,025,975株
[取締役候補者とした理由] 主要な事業会社である(株)バイタルネットの営業部門の要職を歴任し、2023年6月より当社の取締役を務めております。営業全般にわたる豊富な経験と高度な見識を有しており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、取締役候補者といいたしました。			
7	きた いさお 喜多 勇夫 (1966年11月15日生)	1989年 4月 (株)太陽神戸銀行〔現(株)三井住友銀行〕入行 2017年 4月 (株)三井住友銀行堺エリア支店長 2019年 5月 当社経理財務部 担当部長 2019年 7月 (株)ケーエスケー執行役員〔経財担当〕 2020年 6月 同社取締役〔経財、債権管理部担当〕 2021年 6月 同社取締役〔債権管理部、業務改革推進部担当兼経財、経営企画、情報システム、関連会社担当〕(現任)  2021年 7月 当社執行役員 経理財務部担当部長 2022年 7月 当社執行役員 経理財務部長 2023年 6月 当社取締役〔経理財務担当〕(現任)  (重要な兼職の状況) (株)ケーエスケー取締役	5,300株
[取締役候補者とした理由] 大手金融機関での実務経験を有するとともに、当社の主要な事業会社である(株)ケーエスケーにおいて取締役として経営全般に携わり、2023年6月より当社取締役を務めております。豊富な経験と高度な知識を有しており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	まつ い しゅうたろう 松井 秀太郎 (1957年9月29日生)	1985年5月 松井薬品(株)〔現(株)ファイネス〕入社 1992年7月 同社代表取締役専務 1998年10月 (株)フレット〔現(株)ファイネス〕代表取締役社長 2014年1月 (株)ファイネス代表取締役社長(現任) 2015年6月 当社取締役(現任)  (重要な兼職の状況) (株)ファイネス代表取締役社長	0株
[取締役候補者とした理由] (株)ファイネスの代表取締役社長を務め、経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かし、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、取締役候補者としたしました。			
9	おのき きえこ 小野木 喜恵子 (1959年4月5日生)	1979年10月 郵政省入省 2005年4月 宮城県小牛田郵便局副局長 2006年7月 東北郵政研修所教官 2007年10月 (株)かんぼ生命仙台支店業務部長 2010年4月 同社山形支店業務部長 2012年4月 同社盛岡支店長 2014年10月 同社仙台支店長 2015年4月 同社仙台サービスセンター所長 2015年9月 同社執行役仙台事務サービスセンター長 2019年4月 同社常務執行役 2019年9月 同社常務執行役東京事務サービスセンター長 2020年4月 日本郵便(株)常務執行役員東北支社長(現任) 2023年6月 当社取締役(現任)  (重要な兼職の状況) 日本郵便(株)常務執行役員東北支社長	0株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 独立した立場から業務の執行を監督し、一般株主の利益保護の観点から当社の経営に反映することにより、当社のガバナンス機能強化等に貢献する人材と判断し、取締役候補者としたしました。地域の生活基盤を支えるサービスを提供する企業において要職を歴任し、2023年6月より当社の社外取締役を務めております。豊富な経験・実績、高い見識を引き続き当社の経営に活かしていただけるものと期待しております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
10	<p style="text-align: center;">かつら                      じゅん 桂                              淳 (1961年1月4日生)</p>	<p>1983年 4月 I C Iファーマ〔現アストラゼネカ(株)〕入社  2000年 1月 同社オンコロジー事業本部長  2005年 1月 同社取締役オンコロジー事業本部長  2012年 8月 同 社 AstraZeneca Global Portfolio &amp; Product Strategy Head (Senior Global Marketing Director) of IRESSA兼アストラゼネカ(株)取締役  2015年 8月 メルクセローノ(株)〔現メルクバイオファーマ(株)〕取締役オンコロジー事業本部長  2018年 1月 オンコロジービジネスコンサルティング代表(現任)  2018年 5月 (株)メディカルインキュベータジャパン代表取締役社長兼CEO  2021年 3月 (株)ケアネット社外取締役  2023年 3月 (株)L i n D o代表取締役社長 (現任)  2023年 6月 当社取締役 (現任)  2024年 3月 (株)メディカルインキュベータジャパン取締役社長兼CEO (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)  オンコロジービジネスコンサルティング代表  (株)メディカルインキュベータジャパン取締役社長兼CEO  (株)L i n D o代表取締役社長</p>	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]  独立した立場から業務の執行を監督し、一般株主の利益保護の観点を当社の経営に反映することにより、当社のガバナンス機能強化等にご貢献する人材と判断し、取締役候補者といたしました。2023年6月より当社の社外取締役を務め、長年にわたるグローバル製薬企業での取締役としての先進的なガバナンス経験、製薬事業分野における専門的かつ幅広い知識を引き続き当社の経営に活かしていただけるものと期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
11	つぎ た ま さ み 継田 雅美 (1962年12月12日生)	1985年 5月 臨床検査技師免許取得 1985年 6月 薬剤師免許取得 1987年 4月 新潟市民病院 薬剤部 2006年 4月 日本病院薬剤師会認定 感染制御専門薬剤師 2007年 7月 新津医療センター病院 薬剤部 部長 2010年 3月 日本化学療法学会認定 抗菌化学療法認定薬剤師 2014年 3月 新潟薬科大学 博士(薬学) 2016年 4月 新潟薬科大学 薬学部 臨床薬学教育研究センター 教授 2020年 1月 ICD制度協議会インフェクションコントロールドクター 2023年 4月 新潟薬科大学 医療技術学部 臨床検査学科 臨床感染症研究室 教授(現任) 2023年 6月 当社取締役(現任)  (重要な兼職の状況) 新潟薬科大学 医療技術学部 臨床検査学科 臨床感染症研究室 教授	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]</p> <p>独立した立場から業務の執行を監督し、一般株主の利益保護の観点当社に経営に反映することにより、当社のガバナンス機能強化等に貢献する人材と判断し、取締役候補者といたしました。直接経営に関与された経験はありませんが、2023年6月より当社の社外取締役を務めており、医療技術学部教授としての高い見識と幅広い経験、感染症・臨床領域における高度な専門性を引き続き当社の経営に活かしていただけるものと期待しております。</p>			

- (注)
- 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 小野木喜恵子氏、桂淳氏及び継田雅美氏は社外取締役候補者であります。3氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。なお、当社は、3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 当社は小野木喜恵子氏、桂淳氏及び継田雅美氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。また、3氏の再任が承認された場合、当社は3氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
  - 当社は取締役全員(監査等委員である取締役を含む。)を被保険者とする役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されません。保険料は全額当社が負担いたします。また、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役の自念裕文氏が辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
にし まき たかし 西 巻 孝 (1961年9月12日生)	1984年3月 兵東薬販(株)〔現(株)ケーエスケー〕入社 2014年10月 (株)ケーエスケー滝野支店長 2017年4月 同社神戸支店長 2018年4月 同社兵庫第一営業部長 2020年4月 同社総務部長 2020年7月 同社執行役員 総務部長 2024年4月 同社執行役員 管理本部長付部長(現任)	1,749株
[取締役候補者とした理由] 主要な事業会社である(株)ケーエスケーの営業・管理部門において培われた豊富な経験と高度な見識を当社の監査業務に活かして、当社のガバナンス強化へ貢献することを期待し、監査等委員である取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 西巻孝氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は取締役全員(監査等委員である取締役を含む)を被保険者とする役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されません。保険料は全額当社が負担いたします。また、西巻孝氏が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

## 《ご参考》スキルマトリックス

役員の構成（本定時総会終結後の予定）

取締役氏名	役職		企業経営	営業・マーケティング	事業開発	財務・会計	人事・労務／人材開発	法務・薬事・リスク管理・コンプライアンス	サステナビリティ	ヘルスケア領域／ヘルスケア・ネットワーク	ロジスティクス
村井 泰介	代表取締役社長	再任 男性	●	●	●						
岡本 総一郎	代表取締役副社長	再任 男性	●						●		
一條 武	代表取締役副社長	再任 男性	●	●							
井口 順之	取締役	再任 男性					●	●			
鈴木 三尚	取締役	再任 男性		●						●	
鈴木 宏一郎	取締役	再任 男性		●	●						
喜多 勇夫	取締役	再任 男性				●					
松井 秀太郎	取締役	再任 男性	●								
小野木 喜恵子	社外取締役	再任 女性 社外 独立	●								●
桂 淳	社外取締役	再任 男性 社外 独立	●		●					●	
継田 雅美	社外取締役	再任 女性 社外 独立						●		●	
西巻 孝	取締役 監査等委員	新任 男性						●	●		
高橋 誠也	社外取締役 監査等委員	※1 男性 社外 独立					●	●			
西谷 剛史	社外取締役 監査等委員	※2 男性 社外 独立	●			●			●		

※1 2009年4月より2023年6月まで当社社外監査役 ※2 2020年6月より2023年6月まで当社社外監査役

## <株主提案（第3号議案から第4号議案）>

株主提案に係る議案については、提出された原文のまま記載しております。

### 第3号議案 自己株式取得の件

#### (1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数5,190,000株、取得価額の総額金6,747,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

#### (2) 提案の理由

当社は過去1年自己株式取得を数回実施しており、当社が株主還元の拡充及び資本効率の向上に向けた対策を実施している点は一定の評価ができるものです。当社の株価は緩やかな上昇傾向にあるものの、PBRも0.6倍であり、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます。また、第2四半期決算短信における、政策保有株を含む投資有価証券は約480億円など、バランスシートが必要以上に膨張し、当社の資本に対する収益率をを図るROEを希薄化させ、当社の優良な事業を市場が過小評価する要因となっています。当社が2023年12月26日に発表した、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応などROEの向上に向けての施策は、コア事業の収益力の向上など、従業員の努力や貢献があつてのもので、ただ、収益力を倍にしても、残念ながら、経営陣が政策保有株を中途半端に保有し続けられ、市場から当社の本来的価値が評価されることは難しいでしょう。資本効率を高めるイニシアティブと英断がなければ、従業員の努力を著しく希薄化させます。

そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数（自己株式を除く）の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

## 第3号議案に対する取締役会の意見

### (1) 当社取締役会の意見

**当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。**

### (2) 反対の理由

当社は、自己株式の取得に関しては、定款の定めにより取締役会の決議を以って実行できることになっており効果的な時期に効果的な規模で自己株式の取得を実施しております。また、

株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、継続的かつ安定的な配当を行うとともに、長期的な視点による企業価値の最大化のため内部留保の充実にも努めることを基本的な方針としております。加えて、2022年10月28日に公表した「企業価値向上に向けた取り組みの強化について」及び2023年12月26日に公表した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」でお知らせした中長期的な方針に沿った企業価値向上策に取り組んでおります。

これらの方針に沿って、まず政策保有株式につきましては、同株式の対連結純資産比率を2031年度までに10%未満に縮減する計画を公表し、毎年、投資有価証券売却益を20億円以上計上するように売却処分を進めております。当社としましては、一時的に多額の売却益を計上するようなボラタイルな状況は、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものではないと考えているからであります。

次に、株主還元方針につきましては、「①総還元性向を50%以上」、「②配当方針は株主資本配当率（DOE）2%以上」へと2023年3月期に変更いたしました。財務の健全性を維持しつつ、従来の「配当性向25%以上」から、単年度の業績変動の影響を受けにくい株主資本配当率（DOE）を採用し、株主還元策の強化に努めております（参考 図1：当社における配当金と総還元性向の推移）。

さて、当社は、2024年5月13日付で公表しました「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」のとおり、上限2,000千株（金額上限3,000百万円）の自己株式の取得を実施することを2024年5月13日開催の取締役会において決議し、実施することといたしました。これによりまして、当期の総還元性向は、図1のとおり、84.5%となり、過去最高になる予定であります。

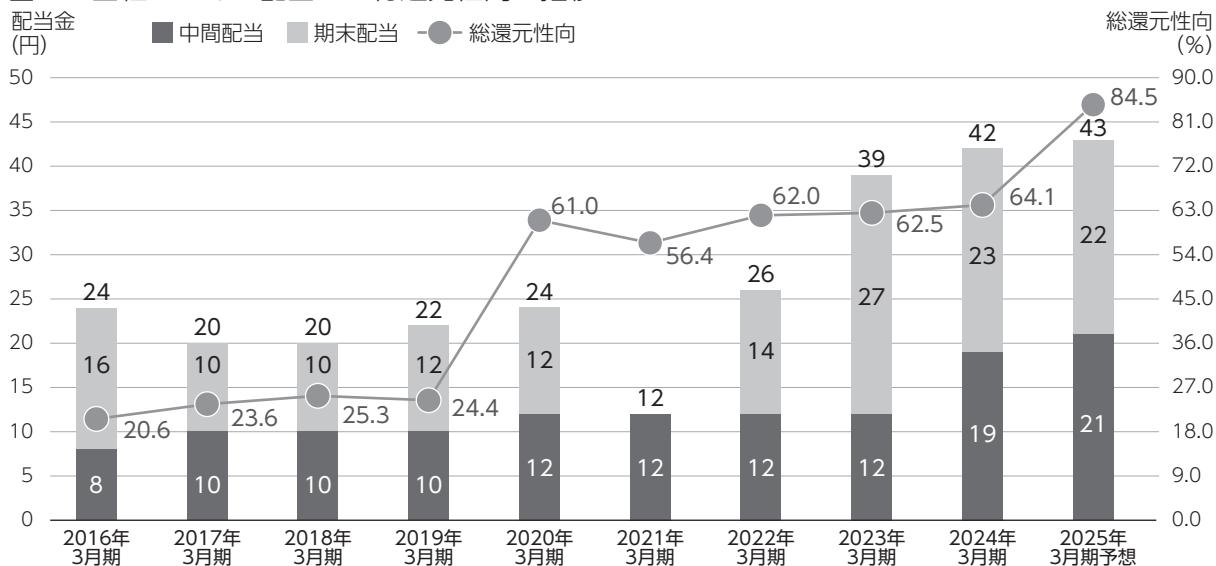
他方、株式総数5,190千株、取得価額の総額金6,747百万円という株主提案による本議案は、配当金の予想額およそ2,072百万円を加えるとその規模が8,819百万円となり、2024年3月期の親会社株主に帰属する当期純利益額5,843百万円を大きく上回る規模であり、かつ2025年3月期の同予想額6,000百万円をも上回ることとなります。その結果、本株主提案に基づく2025年3月期の総還元性向を試算すると、実に147.0%になります。

当社は、いついかなるときも必要としている人たちに医薬品をお届けすることを会社の重要課題（マテリアリティ）と定め、当社の価値創造を実現するためのインフラ機能の強化やコスト効率化に向けた設備投資、システム投資を行いながら中長期的な企業価値の向上を目指しております。もし、このような過大な負担を強いる議案が可決されれば、医薬品の流通を担う当社にとって必要な投資の財源が奪われ、当社の中長期的な成長や、前述のとおり、いついかな

るときも必要としている人たちに医薬品をお届けするという当社の社会的使命を果たすことさえも危うくするものと考えております。

従いまして、当社取締役会は、株主提案による本議案に反対いたします。

図1 当社における配当金と総還元性向の推移



#### 第4号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

##### (1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第19条を下記のとおり変更する。

変更前	変更後
(取締役の員数) 第19条 本会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。 2 本会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。 3 (新設)	(取締役の員数) 第19条 本会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。 2 本会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。 3 本会社の取締役の過半数は、 <u>会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

##### (2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4-7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役14名のうち社外取締役は5名となっており、3分の1以上の要件を充たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有するアナリストの登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

#### 第4号議案に対する取締役会の意見

##### (1) 当社取締役会の意見

**当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。**

##### (2) 反対の理由

東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードにおいて、プライム市場の上場会社は、「業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである」としており、その補足として、「支配株主を有する上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも過半数選任するか、又は支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置すべきである」と述べています。

まず、本株主総会に上程される取締役選任議案が承認可決されますと、取締役会の構成は14名中5名が社外取締役となります。かかる取締役の候補者は、いずれも営業販売、財務会計、人事労務等の知識・経験を有するなど当社事業に精通している者、また、社外取締役にあっては、事業経営者、学識経験者、弁護士、公認会計士と専門知識と経験を有するとともに、コーポレート・ガバナンスにも深い知見を有しております。

このように、当社が提案する取締役候補者から構成される取締役会は、十分な独立性が保たれているとともに、当社の中期経営計画を達成するための業務執行の観点からも、バランスの

取れた構成であり、当社の企業価値の持続的な向上すなわち株主の皆様の利益につながるものと考えております。

また、当社の主たる株主構成は事業報告「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおり、当社は、特定の支配株主を擁する会社ではなく、直ちに過半数の社外取締役を選任すべき状況にあるとは考えておりませんが、他方、当社は、これまで、社外取締役5名（うち監査等委員である社外取締役2名）、代表取締役3名で構成する「アドバイザリーミーティング」を定期的で開催しており、取締役の指名・報酬、取締役会の実効性評価、コーポレート・ガバナンスに関する経営上の重要事項等について、社外メンバーからのアドバイスを受けつつ議論することで経営の透明性や健全性の確保に努めてまいりました。

アドバイザリーミーティングでは、取締役の選解任に関する方針、経営幹部の評価等に留まらず、取締役会の実効性の評価・分析、会社の機関設計等のガバナンス体制の幅広い議論を行っておりますが、かかるアドバイザリーミーティングの議論を踏まえて構成された当社取締役会においても、株主の皆様への利益還元を重視しつつも、新規事業開発、設備投資、人材育成といった当社の企業価値の持続的な向上に向けた経営を行ってきたものと認識しております。過半数の社外取締役を選任するか否かという取締役会の構成については、コーポレートガバナンス・コードにおいても、「業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して」決定されるべきとされています。

本株主提案のように、定款において特定の制限・条件を設けることは、候補者の選択範囲を限定することとなり、その時々において最適な取締役会構成を実現することの妨げになるものと考えております。

なお、社外取締役の人材としてアナリストの登用を検討すべきとのご意見をいただいておりますが、候補者の選定における検討事項の1つとして参考にさせていただきます。

従いまして、当社取締役会は、株主提案による本議案に反対いたします。

以上

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍前を上回るインバウンド需要や内需のゆるやかな回復等、社会経済活動の動きが活発になった一方で、国際情勢不安、円安傾向、物価の上昇、供給面での制約及び金融資本市場の変動等、依然として不確実性が高く、景気の先行きは不透明な状況が続いております。当社グループの主たる事業である医薬品卸売業界におきましては、2024年4月の薬価改定による医療費削減効果はおよそ1,200億円規模となり、今後も社会保障制度や薬価制度など人々の生命、健康にかかわる政策・制度の抜本改革へ向けた議論が活発化し薬剤費の抑制政策は継続されることが予想されます。医薬品市場の開発、製造、流通の現場では日々ダイナミックな変化が起こる中にあり、医薬品流通にかかわる諸課題の解決の道筋も複雑化しており事業環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような市場構造と経営環境の変化を踏まえて、当社グループでは、2024年3月期より「長期ビジョン2035」を「垣根を越えて 薬の先へ “つなぐ” ことで医療の未来を革新する」として策定いたしました。この長期ビジョンのもと、自立と連携により医薬品・メディカル関連商品の持続可能な流通体制を構築するとともに、社会課題の解決、健康寿命の延伸に寄与することを目的に医療周辺ビジネスを拡大してまいります。

また、当社グループは「次代を見据えたビジネスモデルの革新」を中期ビジョンとし、2023年3月期から2025年3月期までの3年間にわたる第5次中期経営計画に取り組んでおります。本中期経営計画では、実践課題として「1. 市場の構造変化と市場特性に合わせた医薬品流通モデルの追求」「2. 医療のDX進展に伴う流通・マーケティングモデルの進化」「3. プライム市場に対応したグループ経営推進」を設定しその実現に向けて取り組んでおります。

また、2024年2月に、当社は、上述の長期ビジョンに基づき、日本のドラッグロス問題を解消するビジネスモデルに参画することを目的に、株式会社ケアネット（以下ケアネット）、株式会社フォレストホールディングス（以下フォレスト）、株式会社メディカルインキュベータジャパン（以下MIJ）の3社と協働で、株式会社L i n D o（以下L i n D o）への資本参加を行いました。また、MIJが設立した新ファンドのMIJ BG2 Limited Partnership（以下本ファンド）にも、ストラテジックLPとして出資を行いました。L i n D oは、欧米で開発されているにも関わらず日本では開発計画が無い新薬を日本で開発・販売することを目

的として設立された製薬会社（シードインキュベーター）であり、「ドラッグロス解消新ビジネスモデル」の中核的役割を果たす会社であります。さらに、本ファンドは「国内外の新興製薬企業への株式投資」と「日本のドラッグロス解消」の2つの目的を兼ね備えた総額200億円規模の投資ファンドであります。当社は、このL i n D o、ケアネット、フォレスト、M I J並びに本ファンドと協働で、日本のドラッグロス解消を目指す取り組みを通じて、小児科領域を含む希少疾病や難病など国内で新しい治療薬の登場を待ち望む患者さんとその家族、治療を担当する医師、医療従事者の皆様の治療薬の選択肢拡大に貢献してまいります。

（注1）詳しくは、2024年2月14日に開示した文書をご覧ください。

U R L : <https://www.vitalksk.co.jp/corp/wp-content/uploads/2024/02/0432eb016d623756f231942118d02062.pdf>

次に株主還元方針に関しましては、2022年10月28日に開示したとおり（注2）、株主の皆様へ最大限配慮した還元策を講じるべきという趣旨から、「総還元性向50%以上」を目標に株主還元を実施しております。また、配当方針につきましては、単年度の業績変動の影響を受けにくい株主資本配当率（D O E）を採用し「D O E 2%以上」にしております。

上記方針を踏まえ、2023年5月12日開催の取締役会におきまして、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得を決議し、取得株数1,000,000株、取得金額956百万円の自己株式を取得いたしました。また、2023年11月6日開催の取締役会におきましても、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づき、本年度2回目の自己株式の取得を決議し、取得株数600,000株、取得金額669百万円の自己株式を取得いたしました。

なお、自己株式の消却に関しては、2023年5月12日開催の取締役会におきまして、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、2023年6月30日付で9,321,820株を消却しております。

一方、配当に関しては、D O E 2%以上の方針に基づき、中間配当19円、期末配当23円、合わせて年間配当42円に決定しております。

以上の結果、当期の総還元性向は64.1%になりました。

（注2）2022年10月28日「企業価値向上に向けた取り組みの強化について」

U R L : <https://www.vitalksk.co.jp/corp/wp-content/uploads/2022/11/b017a0e4daaf9680ebaceb120937e041.pdf>

当連結会計年度の業績につきましては、一部の外資系製薬企業の取引が停止になったものの、医療用医薬品市場全体の伸長に加え、抗がん剤や新型コロナウイルス感染症治療薬の販売が好調に推移したことなどから、増収となりました。利益面では、前述の増収効果に加えて、

前期計上した大口得意先に対する貸倒引当金の反動などにより前年を上回ることとなりました。以上の結果、売上高587,481百万円（前期実績は581,327百万円）、営業利益5,556百万円（前期実績は4,024百万円）、経常利益は6,557百万円（同期実績は5,960百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益5,843百万円（前期実績は4,831百万円）となりました。なお、当社では従来、メーカーへの販売情報提供に係る収入を「営業外収益」の「受取事務手数料」として計上しておりましたが、当連結会計年度より「売上高」に含めることとした表示方法の変更を行っております。この変更により、過年度の業績について、表示方法の変更を反映した遡及処理を行った数値を記載しております。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① 医薬品卸売事業

医薬品卸売事業におきましては、薬価改定の影響及び一部メーカーの取扱い停止等によるマイナスの影響はあったものの、抗がん剤や新型コロナウイルス治療薬を中心とした新薬創出加算品の販売の伸長が減収分を上回り増収となりました。また利益面においても、この増収効果に加えて得意先1軒ごと取引コストを意識した価格交渉を進めたことや、国や地方自治体から受託した新型コロナワクチンの配送業務による収益を計上したことと、加えて、前期計上した大口先の貸倒引当金の一部の戻入益を計上したことで、前年実績を大きく上回る結果となりました。

以上の結果、売上高は552,870百万円（前期実績は547,603百万円）、セグメント利益（営業利益）は4,913百万円（前期実績は3,597百万円）となりました。

② 薬局事業

薬局事業におきましては、2023年8月に事業譲受により1店舗増加したことに加え、調剤技術料収入及び薬学管理料収入の増大に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に変更されたことに伴う人流増加等により受付処方箋枚数が増加したことなどから、売上高は19,115百万円（前期実績は18,361百万円）、セグメント利益（営業利益）は、その増収効果に加え、のれんの償却費が大幅に減少したことにより増益の310百万円（前期実績は106百万円）となりました。

③ 動物用医薬品卸売事業

動物用医薬品卸売事業におきましては、コンパニオンアニマル部門の伸長等により、売上高は11,027百万円（前期実績は10,889百万円）、セグメント利益（営業利益）は350百万円（前期実績は349百万円）となりました。

④ その他事業

その他事業におきましては、主にスポーツ関連施設運営事業等の業績が振るわず、売上高は4,468百万円（前期実績は4,473百万円）、セグメント損失（営業損失）は109百万円（前期実績は204百万円のセグメント損失）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は6,222百万円であり、その主なものはシステム関連費用と、連結子会社の物流センターの新築工事代金であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

設備投資のための資金は全額自己資金により充当しました。

#### (4) 対処すべき課題

社会構造変化が続き、「医療制度改革」、「医師の働き方改革」、「感染症法など各種法改正」、「医療のDX化」、「地域医療構想」などに関わる社会保障制度、薬価制度の改革議論が進む中、今後も毎年の薬価改定が予定されており、薬剤費の抑制政策は継続されることが予想されます。特に、今後急速に進むことが予想される医療のDX化にいち早く対応できるよう注力するとともに、新たな収益源の模索を継続していくことが必須の課題であると認識しております。

これら課題に対処すべく、前述の長期ビジョン及び第5次中期経営計画の実現に注力してまいります。特に当社グループのコアビジネスである医薬品卸売事業においては、医療用医薬品市場の低成長下においても効率化を進めて利益を創出し続ける事業体制を確立するだけでなく、医薬品卸売事業で培った医療機関へのネットワークに加え、自治体・介護業者など地域のヘルスケアの提供者とのネットワークで地域のヘルスケアに深耕しているという当社グループの強みを基盤に、様々な商品・サービスの提供を通して、サポート及びソリューションを提供するとともに成長分野を着実に取り込み、メーカー、行政、顧客、地域から選ばれる企業集団になることを目指してまいります。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	第12期 2020年度	第13期 2021年度	第14期 2022年度	第15期 2023年度 (当連結会計年度)
売 上 高	538,507百万円	578,805百万円	581,327百万円	587,481百万円
経 常 利 益	693百万円	5,834百万円	5,960百万円	6,557百万円
親会社株主に帰属 する 当期純利益	1,171百万円	4,770百万円	4,831百万円	5,843百万円
1株当たり当期純利益	21.26円	87.88円	92.69円	115.03円
総 資 産	311,401百万円	313,033百万円	297,316百万円	317,258百万円
純 資 産	103,916百万円	100,041百万円	100,165百万円	105,940百万円

(注1) 第13期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第13期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(注2) 当連結会計年度より、表示方法の変更によりメーカーへの販売情報提供に係る収入を「売上高」に含めており、第14期以前の業績について、表示方法の変更を反映した遡及処理を行った数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株) バイタルネット	3,992百万円	100%	医薬品卸売業
(株) ケーエスケー	1,328百万円	100%	医薬品卸売業

③ 特定完全子会社の状況

イ. 特定完全子会社の名称

株式会社バイタルネット

ロ. 特定完全子会社の住所

仙台市青葉区大手町1番1号

ハ. 特定完全子会社の株式の当事業年度における帳簿価額の合計額

31,659百万円

ニ. 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

76,105百万円

(7) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

① 医薬品卸売事業

② 薬局事業

③ 動物用医薬品卸売事業

④ その他事業

農薬等の卸売業、運送業、介護サービス業、医療機関に対するコンサルティング業、損害保険代理業、不動産斡旋業、駐車場業等

## (8) 主要な拠点等 (2024年3月31日現在)

当	社	本	店	東京都世田谷区		
(株)バイタルネット		本	社	仙台市青葉区		
		宮	城	物流センター	宮城県黒川郡大和町	
		山	形	物流センター	山形県山形市	
		新	潟	物流センター	新潟市西区	
		川	口	物流センター	埼玉県川口市	
		青	森	営業部	青森県青森市	
		岩	手	営業部	岩手県紫波郡矢巾町	
		秋	田	営業部	秋田県秋田市	
		宮	城	営業部	仙台市泉区	
		山	形	営業部	山形県山形市	
		福	島	営業部	福島県郡山市	
		新	潟	営業部	新潟市西区	
		北	関	東	営業部	栃木県宇都宮市
		首	都	圏	営業部	東京都世田谷区
(株)ケーエスケー		本	社	大阪府中央区		
		兵	庫	物流センター	神戸市西区	
		大	阪	物流センター	堺市美原区	
		京	都	物流センター	京都府宇治市	
		大	阪	第一・第二営業部	大阪府中央区	
		兵	庫	第一・第二営業部	神戸市灘区	
		京	滋	営業部	京都市南区	
		紀	和	営業部	和歌山県和歌山市	

(9) 企業集団の従業員の状況（2024年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,705名	△14名

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、嘱託契約の従業員を含む。）であり、臨時従業員〔1,550名〕は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

借入先	借入金残高
(株)三菱UFJ銀行	1,780百万円
(株)七十七銀行	1,750百万円
三井住友信託銀行(株)	1,750百万円
(株)三井住友銀行	1,500百万円
(株)みずほ銀行	800百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 230,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 51,902,976株  
 (注) 発行済株式の総数には、自己株式1,599千株を含んでおります。  
 (3) 株 主 数 5,071名  
 (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
(有) 鈴 彦	4,892千株	9.72%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	4,043	8.03
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	1,954	3.88
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	1,663	3.30
みずほ信託銀行(株)退職給付信託	1,614	3.20
鈴 木 賢	1,370	2.72
ケーエスケー従業員持株会	1,228	2.44
(有) ク エ コ	1,187	2.36
鈴 木 宏 一 郎	1,025	2.03
バイタルネット従業員持株会	827	1.64

- (注) 1. 当社は1,599千株を自己株式として所有しておりますが、上記の大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には株式給付信託導入に際して設定した(株)日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式106,379株を含んでおりません。
2. みずほ信託銀行(株)退職給付信託名義の株式1,614千株は第一三共(株)が保有する当社株式を退職給付信託として信託設定したものであり、議決権については第一三共(株)が指図権を留保しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
村井 泰介	代表取締役社長	CEO兼CIO兼経営企画担当 (株)バイタルネット代表取締役 (株)ケーエスケー取締役 (株)ファイネス取締役
岡本 総一郎	代表取締役副社長	サステナビリティ推進担当兼コーポレートコミュニケーション担当 (株)ケーエスケー代表取締役社長 (株)バイタルネット取締役
一條 武	代表取締役副社長	渉外担当兼薬局事業担当 (株)バイタルネット代表取締役社長
井口 順之	取締役	CSR担当兼総務・人事担当兼法務コンプライアンス兼監査担当 (株)ケーエスケー取締役
鈴木 三尚	取締役	営業・仕入担当兼MAPs担当 (株)バイタルネット取締役副社長 (株)ほくやく社外取締役 (株)アステム社外取締役
鈴木 宏一郎	取締役	事業開発担当 (株)バイタルネット取締役
喜多 勇夫	取締役	経理財務担当 (株)ケーエスケー取締役
松井 秀太郎	取締役	(株)ファイネス代表取締役社長
小野木 喜恵子	取締役	日本郵便(株)常務執行役員東北支社長
桂 淳	取締役	オンコロジービジネスコンサルティング代表 (株)メディカルインキュベータジャパン取締役社長兼CEO (株)LinDo代表取締役社長
継田 雅美	取締役	新潟薬科大学 医療技術学部 臨床検査学科 臨床感染症研究室 教授

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
自 念 裕 文	取締役 監査等委員	(株)ケーエスケー常勤監査役
高 橋 誠 也	取締役 監査等委員	弁護士
西 谷 剛 史	取締役 監査等委員	公認会計士 日本CGA(株)代表取締役

- (注) 1. 取締役のうち小野木喜恵子氏、桂 淳氏、継田雅美氏、高橋誠也氏及び西谷剛史氏は社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、内部監査部門が監査等委員会の事務局として、情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 西谷剛史氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 小野木喜恵子氏、桂 淳氏、継田雅美氏、高橋誠也氏及び西谷剛史氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の責任額は法令が規定する最低責任限度額であります。

#### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の一部子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

#### (4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容についてアドバイザーミーティングへ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、アドバイザーミーティングからの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に

沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

## 1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役位や職責、業績等を総合的に判断して決定することを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

## 2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

## 3. 業績連動報酬等（非金銭報酬等）の内容及び額又はポイント数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等（非金銭報酬等）は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した株式給付信託制度（2016年6月29日の当社株主総会にて決議）を導入し、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出されたポイントを付与いたします。対象取締役のポイント数は当社グループを完全に離脱した際まで蓄積され、ポイント数に応じた株式を受け取ることとしております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて社外取締役と代表権者で構成するアドバイザリーミーティングの答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

さらに、当社の取締役が株主と同じ目線で中長期的な企業価値の向上を図る動機づけとして、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（2023年6月29日開催の当社株主総会にて決議）を導入し、当社グループを完全に離脱した後に一括して譲渡制限を解除する譲渡制限株式を交付いたします。譲渡制限付株式報酬は各数値目標等、交付株式数の具体的な算定にあたり必要となる業績の達成度合い（前年度の連結ROEの目標達成度合い等）に連動する指標を当社取締役会において決定することとしております。業績連動型譲渡制限付株式報酬は業績

評価期間（1事業年度）終了後の業績評価結果に基づき、定時株主総会の終了後に交付することとしております。なお、定時株主総会終了後に対象期間終了後最初に到来する当社定時株主総会の開催日までの間に任期満了その他当社取締役会が正当と認める事由により当社の取締役を退任した場合には、業績連動型譲渡制限付株式の交付に代えて、交付株式数の価額に相当する額の金銭を対象取締役に対して支給いたします。ただし、対象期間中に取締役の地位を退任した場合又は一定の非違行為があった場合には、業績連動型譲渡制限付株式を交付しないものとしております。

#### **4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等（非金銭報酬等）の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針**

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬等（非金銭報酬等）のウェイトが高まる構成とし、アドバイザリーミーティングにおいて検討を行うこととしております。取締役会（取締役会の委任を受けた代表取締役社長）はアドバイザリーミーティングの答申内容を尊重し、取締役の個人別の報酬等の額に対する割合等の内容を決定することとしております。

#### **5. 業績連動報酬等（非金銭報酬等）に係る業績指標の内容の決定に関する方針**

業績連動報酬等に係る業績指標については、アドバイザリーミーティングにおける検討を踏まえて、取締役会において決定しております。株式給付信託制度に係る業績指標については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めることを目的に、連結営業利益としております。また、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に係る業績指標については、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、中長期的な株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的に連結自己資本利益率（ROE）としております。

#### **6. 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の報酬等についての株主総会の決議に関する事項**

2023年6月29日開催の第14回定時株主総会において、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額を年額220,000,000円以内（うち、社外取締役年額30,000,000円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によるものとするを決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）

の員数は11名（うち、社外取締役は3名）であります。また、当該金銭報酬とは別枠で、2023年6月29日開催の第14回定時株主総会において、業績連動型株式報酬の額を年額45,000,000円以内（監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役は付与対象外）、ポイント数は年間50,000ポイント以内（監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の本制度の対象となる取締役の員数は7名であります。さらに、上記金銭報酬及び業績連動型株式報酬とは別枠で、2023年6月29日開催の第14回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を1事業年度につき50,000,000円以内として設定することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の本制度の対象となる取締役の員数は8名です。

また、2023年6月29日開催の第14回定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30,000,000円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするを決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

## 7.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当事業年度においては、2023年6月29日開催の取締役会の決議により代表取締役社長兼CEO兼CIO兼経営企画担当村井泰介に取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について具体的な決定を委任しております。代表取締役社長に委任する権限は、株主総会で定められた報酬総額の範囲内における個人別の固定報酬の額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、アドバイザーミーティングの答申内容を最大限尊重することを上記委任の条件としております。

なお、監査等委員である取締役の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、各委員の貢献度等を勘案して、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役（監査等委員である取締 役を除く。） （うち社外取締役）	11,400 (9,900)	9,900 (9,900)	1,500 (-)	6 (5)
監査等委員である 取締役 （うち社外取締役）	5,400 (5,400)	5,400 (5,400)	-	2 (2)
監査役 （うち社外監査役）	1,800 (1,800)	1,800 (1,800)	-	2 (2)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。また、2023年6月に退任した2名の社外取締役に對する支給額が含まれております。
2. 監査役の基本報酬は、2023年6月に退任した2名の社外監査役に對する支給額であります。
3. 業績連動報酬等は信託型株式報酬及び業績連動型譲渡制限付株式報酬であります。業績連動型譲渡制限付株式報酬について、取締役1名に對し譲渡制限付株式を本定時株主総会の終了後に交付する予定であり、当事業年度の費用として1,500千円計上しております。なお、使用人兼務取締役は、各事業子会社より基本報酬、信託型株式報酬、及び業績連動型譲渡制限付株式報酬の支給を受けております。
4. 信託型株式報酬制度の業績指標である連結営業利益の当事業年度における実績は5,556百万円であります。また、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の業績指標である連結自己資本利益率（ROE）の当事業年度における実績は5.7%であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 取締役 小野木 喜恵子

イ. 重要な兼職先と当社との関係

日本郵便(株)常務執行役員東北支社長であり、同社と当社の間には重要な取引、その他の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当社取締役就任後、当事業年度に開催した10回（定時9回 臨時1回）の取締役会のうち、合計9回（90.0%）出席しております。また、社外役員（社外取締役5名）と代表権者3名で構成するアドバイザリーミーティングに出席し、それぞれにおいて当業界の経験豊富な経営者としての視点から、当社の経営に有用な助言、提言を受けております。

② 取締役 桂 淳

イ. 重要な兼職先と当社との関係

オンコロジービジネスコンサルティング代表を兼務しており、同社と当社の間には重要な取引、その他の関係はありません。

(株)メディカルインキュベータジャパン取締役社長兼CEOを兼務しており、当社は同社が設立したMIJ BG2 Limited Partnershipへ出資しておりますが、当社と同社の間には営業上の特別な取引関係はなく、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

株式会社L i n D o代表取締役社長を兼務しており、当社は同社へ資本参加しておりますが、当社と同社との間に同社の独立性に影響を及ぼす事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当社取締役就任後、当事業年度に開催した10回（定時9回 臨時1回）の取締役会のうち、合計10回（100.0%）出席しております。また、社外役員（社外取締役5名）と代表権者3名で構成するアドバイザリーミーティングに出席し、それぞれにおいて当業界の経験豊富な経営者としての視点から、当社の経営に有用な助言、提言を受けております。

③ 取締役 継田 雅美

イ. 重要な兼職先と当社との関係

新潟薬科大学 医療技術学部 臨床検査学科 臨床感染症研究室 教授を務めており、同大学と当社子会社は商品の取引関係にあります。その取引額は当社連結の売上高の1%未満であり、僅少です。

□. 当事業年度における主な活動状況

当社取締役就任後、当事業年度に開催した10回（定時9回 臨時1回）の取締役会のうち、合計9回（90.0%）出席しております。また、社外役員（社外取締役5名）と代表権者3名で構成するアドバイザリーミーティングに出席し、それぞれにおいて当業界の経験豊富な経営者としての視点から、当社の経営に有用な助言、提言を受けております。

④ 取締役（監査等委員） 高橋 誠也

イ. 重要な兼職先と当社との関係

当社子会社と顧問弁護士契約を締結しており、その報酬額は年間2百万円でありませ

□. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した13回（定時12回 臨時1回）の取締役会のうち合計13回（100%）出席（うち3回は社外監査役として出席）しております。当事業年度に開催した2回の監査役会のうち合計2回（100%）出席し、当事業年度に開催した5回の監査等委員会のうち合計5回（100%）出席しております。また、社外役員（社外取締役5名）と代表権者3名で構成するアドバイザリーミーティングに出席し、それぞれにおいて弁護士としての立場、見地から適宜必要な発言を行っております。

⑤ 取締役（監査等委員） 西谷 剛史

イ. 重要な兼職先と当社との関係

日本CGA(株)代表取締役であり、同社と当社との間に重要な取引、その他の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した13回（定時12回 臨時1回）の取締役会のうち合計13回（100%）出席（うち3回は社外監査役として出席）しております。当事業年度に開催した2回の監査役会のうち合計2回（100%）出席し、当事業年度に開催した5回の監査等委員会のうち合計5回（100%）出席しております。また、社外役員（社外取締役

5名) と代表権者3名で構成するアドバイザリーミーティングに出席し、それぞれにおいて公認会計士としての立場、見地から適宜必要な発言を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

17百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

79百万円

(注) 当監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2009年4月1日開催の取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、2023年6月29日開催の取締役会において、一部改訂いたしました。その内容は以下のとおりであります。

当社は、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制を定め基本方針を次のとおりとします。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に応じて不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備に努めます。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令等の遵守を経営上の最重要課題と位置付け、「コンプライアンス綱領」を全ての取締役及び使用人の行動の規範とします。
- ② 法令等の遵守体制を確保するため、CSR（企業の社会的責任）担当の取締役を定め、かつ同取締役を長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置します。
- ③ 当社及びグループ会社に所属する者からのコンプライアンス違反行為に関する内部通報の申告窓口を法務コンプライアンス部とし法務コンプライアンス部は申告者の匿名性を保持した上で、申告内容をリスク・コンプライアンス委員会に報告します。
- ④ 監査部による内部監査をグループ全体に対して定期的を実施します。
- ⑤ 反社会的勢力とは直接・間接を問わず一切の関係を持ちません。不当な要求を受けた場合には、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書（紙他電磁的記録を保存できるあらゆる外部記憶媒体を含みます）に記録し、保存します。
- ② 取締役の職務執行に係る情報は、取締役及び監査等委員会からの要請に備え、常時文書を閲覧可能な状態で管理します。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業集団のリスクを適切にマネジメントするため、以下の取り組みを行います。

- ① 重大な法令違反等の信用失墜、災害等に対して「リスク管理規程」に基づき、適切に対

応じます。

- ② 財務報告及び資産保全に関するリスク管理のために、販売管理規程、経理規程等の社内規程の運用の徹底を図ります。
- ③ 担当部門が明らかなその他のリスク管理については、それぞれの部門にてガイドライン等を作成して社内にその運用の徹底を図ります。
- ④ 部門横断的なリスク及び担当部門が明らかではないリスクが想定された場合は、速やかに担当取締役、担当部門を定めます。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて随時臨時取締役会を開催します。
- ② 組織規程、業務分掌規程により組織の構成と各組織の所掌業務を明確にし、かつ職務権限規程により各職位の職務権限及び責任を明確にすることにより、効率的な業務執行を確保します。
- ③ 社内のコンピュータネットワークを活用した情報伝達により、効率的な業務執行を確保します。
- ④ 現行の社内規程を検証し、効率性を高める管理体制を確立します。

#### (5) 当社の企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 企業集団における業務の適正を確保するため、当社及び子会社の全ての役員と従業員が遵守すべき規範として「コンプライアンス綱領」を定めます。
- ② 関係会社管理規程及び業務分掌規程により、子会社に関する業務の分担を定め、当該担当部門が子会社の業務の適正を確保するため統制します。

#### (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、会社は協議の機会を持つこととします。また、当該使用人が行う補助業務の独立性を確保するため、人事異動・評価等を行う場合は、あらかじめ監査等委員会に相談し、意見を求めることとします。

(7) 当社の企業集団の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

- ① 取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告します。
- ② 報告すべき具体的な事項と報告の方法については、取締役と監査等委員会が協議して決定します。
- ③ 内部監査の実施状況については、定期的に監査部から監査等委員会に報告します。
- ④ 監査等委員会は取締役会を含む会社の重要会議に出席します。
- ⑤ 企業集団の取締役及び使用人が、監査等委員会への報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保します。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会と代表取締役は定期的に会合をもち、会社の対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深めます。
- ② 監査等委員会は、内部統制システムの整備と運用状況を重点監査項目とします。
- ③ 監査部は、監査等委員会の業務を補助することができることとします。
- ④ 監査等委員会の職務を遂行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うこととします。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

グループ全体の財務報告の信頼性確保及び内部統制報告制度への適切な対応のため、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、その有効性を評価する体制を構築します。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制に関する事項

- ・ リスク・コンプライアンス委員会を2回開催し、主要な事業会社のリスク・コンプライアンスに係る報告を行っております。また、その報告内容をCSR担当役員が取締役会において報告しております。
- ・ 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムを整備・運用し、評価は終了しております。

### コンプライアンスに関する事項

- ・グループ全社員（臨時社員を含む）を対象にしたコンプライアンス研修を今期は3回実施いたしました。
- ・2022年度からの中期経営計画においてもCSRの推進を掲げており、更なるコンプライアンスの徹底に取り組むことを決定しております。
- ・監査部が監査計画に基づき内部監査を実施し、その結果を監査担当役員が取締役に報告しております。
- ・反社会的勢力排除に向けた対応として、主要な事業会社では警察当局や関係団体と連携し、反社会的勢力に関する情報収集を行いました。また、社員の外部研修への参加、ポスター掲示による啓蒙活動を行っております。

### 取締役の職務執行及び情報管理に関する事項

- ・情報セキュリティポリシーを制定し、コンプライアンスの徹底とともに情報セキュリティの確保は重要な施策と位置付け、情報セキュリティの確保に努めています。
- ・取締役会等の資料・議事録、稟議書、会計書類その他の業務執行に関する文書について関連規程に基づき適切に管理保存しております。これらの文書については全ての取締役が閲覧できることとしております。
- ・社内規程により取締役会決議事項等の意思決定のルールを明確化しており、2023年度においては取締役会を13回開催し重要事項の決定を行っております。また経営会議を12回開催し重要事項の審議等を行っております。

### 監査等委員に関する事項

- ・監査等委員は重要な会議への出席のほか、監査部・会計監査人と定期的あるいは随時会合を行うとともに、代表取締役との定期的あるいは随時会合し面談・情報交換を行っております。

## 6. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、継続的かつ安定的な配当を行うため、配当方針につきましては単年度の業績変動の影響を受けにくい株主資本配当率（DOE）を採用し「DOE 2%以上」にしております。

当期の配当金は、既に実施いたしました中間配当金の1株につき19円、期末配当金につきましては1株につき普通配当23円とし、年間で1株につき42円とすることに決定いたしました。

次期の配当におきましては、中間配当金は1株につき21円、期末配当金は1株につき22円とし、年間で1株につき1円増配の43円とする予定であります。

- 
- (注) 1. 本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。  
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

## 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
<b>流 動 資 産</b>		<b>203,303</b>	<b>流 動 負 債</b>		<b>193,407</b>
現金及び預金		34,712	支払手形及び買掛金		179,174
受取手形及び売掛金		117,993	短期借入金		890
棚卸資産		31,421	1年内返済予定長期借入金		970
未収入金		16,337	未払法人税等		1,561
その他の当座預金		2,890	賞与引当金		1,687
貸倒引当金		△51	その他の負債		9,122
<b>固 定 資 産</b>		<b>113,954</b>	<b>固 定 負 債</b>		<b>17,910</b>
有形固定資産		49,704	長期借入金		5,820
建物及び構築物		19,174	リース負債		1,434
機械装置及び運搬具		505	繰延税金負債		9,786
土地		25,244	退職給付に係る負債		60
リース資産		2,925	役員退職慰労引当金		208
建設仮勘定		925	役員株式給付引当金		80
その他の他資産		929	株式給付引当金		77
無形固定資産		3,913	その他の負債		442
のれん		682	<b>負 債 合 計</b>		<b>211,317</b>
ソフトウェア		2,735	<b>純 資 産 の 部</b>		
その他の他資産		495	<b>株 主 資 本</b>		<b>79,958</b>
投資その他の資産		60,336	資本金		5,000
投資有価証券		46,956	資本剰余金		5,272
長期貸付金		1,202	利益剰余金		71,339
繰延税金資産		400	自己株式		△1,653
退職給付に係る資産		9,184	<b>その他の包括利益累計額</b>		<b>24,705</b>
その他の他資産		3,245	その他有価証券評価差額金		22,749
貸倒引当金		△653	退職給付に係る調整累計額		1,956
			<b>非 支 配 株 主 持 分</b>		<b>1,276</b>
			<b>純 資 産 合 計</b>		<b>105,940</b>
<b>資 産 合 計</b>		<b>317,258</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>		<b>317,258</b>

## 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
高価	587,481
原利	539,179
益管	48,301
理費	42,745
益	5,556
当	732
配	260
資	52
利	333
他	1,379
用	103
損	77
額	73
他	103
	20
益	378
益	6,557
益	46
他	2,556
失	26
損	82
用	318
他	57
	57
益	515
益	8,672
額	2,966
額	△238
益	2,728
益	5,943
益	100
益	5,843

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	5,000	12,810	67,864	△7,575	78,099
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,368		△2,368
親会社株主に帰属する当期純利益			5,843		5,843
自 己 株 式 の 取 得				△1,626	△1,626
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株式給付信託による自己株式の処分		△0		11	11
自 己 株 式 の 消 却		△7,537		7,537	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当 期 変 動 額 合 計	-	△7,537	3,475	5,922	1,859
当 期 末 残 高	5,000	5,272	71,339	△1,653	79,958

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	19,972	913	20,886	1,179	100,165
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			-		△2,368
親会社株主に帰属する当期純利益			-		5,843
自 己 株 式 の 取 得			-		△1,626
自 己 株 式 の 処 分			-		0
株式給付信託による自己株式の処分			-		11
自 己 株 式 の 消 却			-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,776	1,042	3,818	96	3,914
当 期 変 動 額 合 計	2,776	1,042	3,818	96	5,774
当 期 末 残 高	22,749	1,956	24,705	1,276	105,940

## 連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 14社

主要な連結子会社の名称

(株)バイタルネット、(株)ケーエスケー

当連結会計年度より、新たに取得した(有)天王保険調剤センターを連結の範囲に含めております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

(株)ケーエスアール、(株)ファルレ

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 1社

主要な会社等の名称 (株)ファイネス

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社) (株)ケーエスアール、(株)ファルレ

(関連会社) (株)宮城登米広域介護サービス

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株…………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

市場価格のない株…………… 移動平均法による原価法  
式等

###### ②デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

###### ③棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産（リース資産を除く）……………主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物                      3～50年

###### ②無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、市場販売目的のソフトウェアについては、販売開始後3年以内の見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

###### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (3) 引当金の計上基準

###### ①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

###### ②賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

### ③役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、一部の連結子会社は内規の改定により役員退職慰労金制度を廃止しており、内規上の経過措置から生じる役員退職慰労金の要支給額のみを計上しております。

### ④役員株式給付引当金

役員株式給付規程及び業績連動型譲渡制限付株式報酬規程に基づく役員等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

### ⑤株式給付引当金

業績連動型譲渡制限付株式報酬規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

## (4) 退職給付に係る会計処理の方法

### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

### ③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

医薬品卸売事業：医薬品及び医療機器等の販売

薬局事業：調剤及び医薬品の販売

動物用医薬品卸売事業：動物用医薬品及び飼料等の販売

これらの商品の販売については、いずれも商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

## (6) のれんの償却方法及び償却期間

主として、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。

表示方法の変更に関する注記

当社グループは、従来より、メーカーへの販売情報提供に係る収入を「営業外収益」の「受取事務手数料」として計上しておりましたが、当連結会計年度より「売上高」に含めることとした表示方法の変更を行っております。

当社グループは、「次代を見据えたビジネスモデルの革新」という中期ビジョンに基づき、「医療のDX進展に伴う流通・マーケティングモデルの進化」の基本方針のもと、情報提供サービスの重要性が高まっていることから当該活動を主要な営業活動のひとつとして位置付けたことに伴い、当社グループの営業活動の成果を適切に表示するために行うものであります。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	医薬品 卸売事業	薬局事業	動物用医薬品 卸売事業	計		
医療用医薬品	513,480	—	—	513,480	—	513,480
試薬医療機器	34,854	—	—	34,854	—	34,854
一般用医薬品他	2,883	245	—	3,128	—	3,128
動物用医薬品	—	—	7,544	7,544	—	7,544
調剤報酬	—	18,869	—	18,869	—	18,869
その他	1,651	—	3,483	5,134	4,468	9,603
顧客との契約 から生じる収益	552,870	19,115	11,027	583,012	4,468	587,481
外部顧客への 売上高	552,870	19,115	11,027	583,012	4,468	587,481

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、農業等の卸売業、介護サービス業、運送業、医療機関に対するコンサルティング業等を含んでおります。

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

### ①医薬品卸売事業

当社及び連結子会社では、医薬品卸売事業において、主として東北地方、新潟県、栃木県、東京都、近畿地方の医療機関及び薬局に対して、医薬品及び医療機器等の販売を行っております。医薬品及び医療機器等の販売においては、一定の返品実績があり、返品されると見込まれる商品について収益を認識せず、当該商品について受け取った又は受け取る対価の額で返金負債を計上しております。また、薬価改定が行われた際には、顧客との取引価格の見直しを行っており、一部の顧客に対しては取引価格決定前に商品を販売しているため、変動対価が含まれております。

変動対価の見積額は、顧客ごとに過去の実績を加味した最頻値法による方法を用いて算定しております。また、返品されると見込まれる商品の見積りは、過去の返品実績に基づいて見積もっております。

医薬品及び医療機器等の販売については、取引基本契約を締結後、顧客からの注文を受け、当該商品の出荷・引渡しにより、顧客に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

収益の認識から対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

### ②薬局事業

当社及び連結子会社では、薬局事業において、主として東北地方及び首都圏で保険薬局事業を行い、調剤及び医薬品の販売を行っております。取引価格は国が定める調剤報酬や薬価により決定いたします。

調剤及び医薬品の販売については、顧客（患者）からの処方せんを受け、当該医薬品を調剤・引渡しにより、顧客に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

収益の認識から対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

### ③動物用医薬品卸売事業

当社及び連結子会社では、動物用医薬品卸売事業において、主として東日本において、官公庁・農業共済組合・農場・牧場・動物病院などに対して、動物用医薬品及び飼料等の販売を行っております。動物用医薬品及び飼料等の販売においては、一定の返品実績があり、返品されると見込まれる商品について収益を認識せず、当該商品について受け取った又は受け取る対価の額で返金負債を計上しております。

返品されると見込まれる商品の見積りは、過去の返品実績に基づいて見積もっております。

動物用医薬品及び飼料等の販売については、取引基本契約を締結後、顧客からの注文を受け、当該商品の出荷・引渡しにより、顧客に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

収益の認識から対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

会計上の見積りに関する注記

①のれんの減損

(百万円)

のれん計上額	当連結会計年度
(株)オオノ	626
その他	55
計	682

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているのれんには、当社の連結子会社が(株)オオノの全株式を2014年7月14日付で取得したことに伴い生じたのれんが含まれております。

のれんについては、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを(株)オオノの取締役会により承認された中期経営計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しています。なお、当連結会計年度においては、のれんについて減損の兆候は識別されていません。

中期経営計画については、薬局事業における事業環境や将来の業績見通しの悪化、事業戦略の変化等を考慮しながら策定しており、薬価基準及び調剤報酬点数の改定の影響を受ける売上高や粗利率を主要な仮定として算出しております。

当該見積り及び当該仮定について、薬価基準及び調剤報酬点数の改定等の将来の不確実な経済条件の変動により、見積りに用いた仮定について見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類においてのれんの減損損失を認識する可能性があります。

②繰延税金資産の回収可能性

(百万円)

	当連結会計年度
繰延税金負債	9,786

繰延税金資産の回収可能性は、当社では将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積っております。将来の課税所得は、第5次中期経営計画の数値を基に見積っており、中期経営計画に含まれる売上高、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測が主要な仮定であります。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において計上する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金(定期預金)	1,029百万円
建 物	369百万円
土 地	744百万円
投 資 有 価 証 券	4,818百万円
計	6,961百万円

(2) 担保に係る債務

支 払 手 形 及 び 買 掛 金	30,275百万円
短 期 借 入 金	300百万円
計	30,575百万円

2. 棚卸資産の内訳は以下のとおりであります。

商 品 及 び 製 品	31,415百万円
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	5百万円
計	31,421百万円

3. 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受 取 手 形	2,803百万円
売 掛 金	115,190百万円
計	117,993百万円

4. 有形固定資産の減価償却累計額

41,369百万円

5. 保証債務

連結会社以外の会社の仕入債務等に対し、債務保証を行っております。

(株)ケーエスアール (リース債務)	1百万円
(株)ケーエスアール (仕入債務)	1百万円
計	3百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	61,224	—	9,321	51,902
合計	61,224	—	9,321	51,902
自己株式				
普通株式	9,438	1,600	9,332	1,706
合計	9,438	1,600	9,332	1,706

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式数には、「株式給付信託」制度の信託財産として、(株)日本カストディ銀行が保有する当社株式106千株が含まれております。

2. (変動事由の概要)

自己株式数増減の内訳は以下のとおりであります。

取締役会決議に基づく取得による増加	1,600,000株
単元未満株式の買い取り請求による増加	48株
単元未満株式の売渡しによる減少	90株
株式給付信託からの払い出しによる減少	10,500株
自己株式の消却による減少	9,321,820株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	1,401	27.00	2023年3月31日	2023年6月8日
2023年11月6日 取締役会	普通株式	967	19.00	2023年9月30日	2023年12月5日

(注) 1. 2023年5月12日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託口が保有する当社株式に対する配当金額3百万円が含まれております。

2. 2023年11月6日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託口が保有する当社株式に対する配当金額2百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月13日 取締役会	普通株式	1,156	23.00	2024年3月31日	2024年6月5日

(注) 2024年5月13日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託口が保有する当社株式に対する配当金額2百万円が含まれております。

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 金融商品に関する注記

### 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に医薬品の卸売事業を行うための設備投資計画に照らして、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。また、一時的な余剰資金については、ほとんどを短期的な安全性の高い金融資産で運用しております。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク

売上債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、未収入金は、仕入先からの割戻金等及び収納代行会社に対する未収自動集金残高であり、仕入先及び収納代行会社に対する信用リスクがあるものの、ほとんどが短期間で決済されるものであり、また、信用リスクが低い取引先となっております。投資有価証券は、主として株式であり、市場価格のあるものについては、市場価格の変動リスクに晒されております。

仕入債務である支払手形及び買掛金は、全て1年以内の支払期日となっております。借入金については、主に設備投資に必要な資金の調達と金融機関との友好な関係維持を目的としたものであります。

#### (3)金融商品に係るリスク管理体制

##### ①顧客の信用リスクの管理

当社グループは、売上債権について、各連結子会社の債権管理部門が債権管理規程に従い顧客の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ②投資有価証券の市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券について、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

##### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「未収入金」、「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券			
その他有価証券	35,023	35,023	—
資産計	35,023	35,023	—

### (注1) 金融商品の時価の算定方法

#### (1)投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、投資有価証券の中には、デリバティブを組込んだ複合金融商品が含まれております。

#### (注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金

市場価格のない株式等及び組合出資金は、「(1)投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	7,048
組合出資金（※2）	4,884

（※1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

### (注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	34,712	—	—	—
受取手形及び売掛金	117,993	—	—	—
未収入金	16,337	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
社債	751	—	—	100
その他	—	31	—	100
合計	169,795	31	—	200

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	34,016	—	—	34,016
社債	—	852	—	852
その他	—	155	—	155
資産計	34,016	1,007	—	35,023

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している社債その他は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

#### 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,085円09銭

(2) 1株当たり当期純利益 115円03銭

## その他の注記

### 1. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、2016年5月12日開催の取締役会において、対象役員に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」）（以下、「本制度」という。）を導入することを決議するとともに、本制度に関する議案を2016年6月29日開催の第7回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議し、本株主総会において本制度の導入に関する議案が決議されました。

当社は、対象役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として2016年10月17日に本制度を導入いたしました。

#### (1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び本制度の対象となる当社の主要なグループ会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であります。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時といたします。

#### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、111百万円及び106,379株であります。

#### (3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

### 2. 業績連動型譲渡制限付株式報酬制度

当社は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。（以下、対象取締役という。））及び部長クラスの従業員並びに当社の主たる子会社の取締役（社外取締役を除く。）及び部長・支店長クラスの従業員を対象として、当社の取締役と同じペクトルで自己資本利益率（ROE）を強く意識することで、株主の皆様と同じ目線で、より一層、持続的な企業価値の向上を目指すことを目的として「業績連動型譲渡制限付株式報酬制度」（以下、「本制度」という。）を導入いたしました。

#### (1) 業績連動型譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対して、各事業年度を業績評価期間（以下、「対象期間」という。）として、当該対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じて、業績連動型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けることとしております。したがって、対象期間の開始時点では、各対象取締役に対して、これを支給するか否か、支給する業績連動型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権の額及び交付する業績連動型譲渡制限付株式の数（以下、「交付株式数」といいます。）は確定しておりません。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が上記の現物出資に同意していること及び対象役員及び部長クラスの従業員が下記（5）に定める内容を含む業績連動型譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給いたします。

初回の対象期間は、第15期事業年度（2023年4月1日～2024年3月31日）であり、以後、各事業年度を新たな対象期間として業績連動型譲渡制限付株式の割当てを行うことができるものといたします。

## (2)業績連動型譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数100,000株を、各対象期間において割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の数の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該業績連動型譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することといたします。

## (3)交付株式数の算定方法

業績連動型譲渡制限付株式の割当てに際し使用する各数値目標等、交付株式数の具体的な算定にあたり必要となる指標を当社取締役会において決定いたします。

具体的な算定においては、以下の計算式に基づき、各対象取締役に対する交付株式数を算定いたします。（ただし、1株未満の端数が生じた場合には切り上げる。）。

各対象取締役に対して以下の計算式に基づき算定される交付株式数の業績連動型譲渡制限付株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数を超える場合又は支給する金銭報酬債権の総額を超える場合には、当該総数及び総額を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の数及び金銭報酬債権の額を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により調整するものといたします。

<各対象取締役に対する交付株式数の算出方法>

役位別基礎金額（※1）×業績支給率（※2）÷基準株式価格（※3）

※1 各対象取締役の役位、職務等に応じ、当社取締役会において決定いたします。

※2 各対象期間の自己資本利益率（ROE）に応じて、次のとおりといたします。

自己資本利益率（ROE）	業績支給率
8%以上	200%
7%以上8%未満	150%
6%以上7%未満	120%
5%以上6%未満	100%
4%以上5%未満	50%
4%未満	0%

※3 各対象取締役に對し交付される株式数を決定する当社取締役会決議の日の直前営業日までの直近1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値といたします。

#### (4)交付要件

対象期間が終了し、以下の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に業績連動型譲渡制限付株式を交付するものといたします。

なお、業績連動型譲渡制限付株式の交付は、当社による新株式発行又は自己株式の処分の方法により行われ、その払込金額は業績連動型譲渡制限付株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日までの直近1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値といたします。

① 対象期間終了後最初に到来する当社定時株主総会の開催日までの期間、対象取締役が継続して当社の取締役の地位にあったこと

② 当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

③ 当社取締役会が定めたその他必要と認められる要件を充足すること

なお、上記①にかかわらず、対象期間終了後最初に到来する当社定時株主総会の開催日までの間に任期満了その他当社取締役会が正当と認める事由により当社の取締役を退任した場合には、業績連動型譲渡制限付株式の交付に代えて、交付株式数の価額に相当する額の金銭を対象取締役に対して支給いたします。ただし、対象期間中に取締役の地位を退任した場合又は一定の非違行為があった場合には、業績連動型譲渡制限付株式を交付しないものといたします。

また、対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合、当該対象期間に係る業績連動型譲渡制限付株式を交付しないものといたします。

#### (5)業績連動型譲渡制限付株式割当契約の内容

業績連動型譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する業績連動型譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものといたします。

##### ①譲渡制限の内容

業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、業績連動型譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職するまでの間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、当該対象取締役に割り当てられた業績連動型譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないことといたします（以下、「譲渡制限」といいます。）。

##### ②業績連動型譲渡制限付株式の無償取得

当社は、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

### ③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間が満了した時点をもって、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当該時点において保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

### ④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」といいます。）であって、かつ当該組織再編等に伴い業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

### （ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の業績連動型譲渡制限付株式と同様の業績連動型譲渡制限付株式を、当社の取締役のほか、当社の執行役員及び一定の従業員並びに主たる子会社の取締役、執行役員及び一定の従業員に対し、割り当てる予定です。

## 3.記載金額の表示

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>22,313</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>17,648</b>
現金及び預金	5,571	買掛金	15,784
売掛金	15,834	リース債務	281
前払費用	61	未払金	534
未収入金	478	未払法人税等	34
その他の	367	賞与引当金	30
<b>固 定 資 産</b>	<b>53,792</b>	1年内返済予定の長期借入金	970
有形固定資産	806	その他の	11
建物	1	<b>固 定 負 債</b>	<b>6,260</b>
機械装置	11	長期借入金	5,820
器具備品	54	リース債務	423
リース資産	739	役員株式給付引当金	2
無形固定資産	2,644	その他の	14
ソフトウェア	2,326	<b>負 債 合 計</b>	<b>23,908</b>
リース資産	230	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他の	87	<b>株 主 資 本</b>	<b>52,198</b>
投資その他の資産	50,341	資本金	5,000
投資有価証券	1,311	資本剰余金	32,949
関係会社株式	48,205	資本準備金	1,250
長期貸付金	800	その他資本剰余金	31,699
繰延税金資産	21	利益剰余金	15,901
その他の	3	その他利益剰余金	15,901
		繰越利益剰余金	15,901
		自己株式	△1,653
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>△0</b>
		その他有価証券評価差額金	△0
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>52,197</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>76,105</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>76,105</b>

## 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>営 業 収 益</b>	
関係会社受取配当金	8,059
関係会社経営指導料	515
関係会社業務受託料	207
関係会社受入手数料	52
	<b>8,834</b>
<b>営 業 費 用</b>	
一般管理費	812
	<b>812</b>
<b>営 業 利 益</b>	<b>8,022</b>
<b>営 業 外 収 益</b>	
受取利息	12
その他	0
	<b>13</b>
<b>営 業 外 費 用</b>	
支払利息	47
投資事業組合運用損	44
その他	0
	<b>92</b>
<b>経 常 利 益</b>	<b>7,943</b>
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>	<b>7,943</b>
法人税、住民税及び事業税	1
法人税等調整額	0
	<b>1</b>
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>7,941</b>

## 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金
当 期 首 残 高	5,000	1,250	39,237	40,487	10,328
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				-	△2,368
当 期 純 利 益				-	7,941
自 己 株 式 の 取 得				-	
自 己 株 式 の 処 分			0	0	
株式給付信託による自己株式の処分			△0	△0	
自 己 株 式 の 消 却			△7,537	△7,537	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△7,537	△7,537	5,572
当 期 末 残 高	5,000	1,250	31,699	32,949	15,901

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	10,328	△7,575	48,241	10	10	48,251
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△2,368		△2,368		-	△2,368
当 期 純 利 益	7,941		7,941		-	7,941
自 己 株 式 の 取 得	-	△1,626	△1,626		-	△1,626
自 己 株 式 の 処 分		0	0		-	0
株式給付信託による自己株式の処分	-	11	11		-	11
自 己 株 式 の 消 却		7,537	-		-	-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-		-	△11	△11	△11
当 期 変 動 額 合 計	5,572	5,922	3,957	△11	△11	3,946
当 期 末 残 高	15,901	△1,653	52,198	△0	△0	52,197

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
  - 市場価格のない株式等以外……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理したもの、売却原価は移動平均法により算定）
  - 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	15年
機械装置	17年
器具備品	4～15年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金になります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

#### 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

#### 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,855百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	16,021百万円
短期金銭債務	293百万円

#### 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	8,829百万円
営業費用	△1,875百万円

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,706,337株
------	------------

(注) 当事業年度の自己株式数には、株式給付信託口が保有する当社株式106,379株が含まれております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	9百万円
関係会社株式	372百万円
その他	47百万円
繰延税金資産小計	429百万円
評価性引当額	△407百万円
繰延税金資産合計	21百万円
<hr/>	
繰延税金負債	
投資有価証券評価益	△0百万円
繰延税金負債合計	△0百万円
繰延税金資産（負債）の純額	21百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注1)	科目	期末残高
子会社	(株)バイタルネット	所有 直接100.0%	当社より医薬品を仕入	医薬品の販売(注2)	23,106	売掛金	7,491
				手数料(注2)	25	売掛金	2
			役員の兼任	経営指導料の受取(注3)	258	未払金(割戻金)	91
				当社の買掛金に対する担保提供(注4)	783	売掛金	22
				システム利用料(注5)	844	未収入金	79
(株)ケーエスケー	所有 直接100.0%	当社より医薬品を仕入	医薬品の販売(注2)	24,705	売掛金	8,293	
			手数料(注2)	26	売掛金	2	
		役員の兼任	経営指導料の受取(注3)	256	未払金(割戻金)	199	
			当社の買掛金に対する担保提供(注4)	785	売掛金	22	
			システム利用料(注5)	1,038	未収入金	108	

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等を含まず表示しております。  
 2. 価格その他の条件は、仕入先から仕入れた価格に、交渉の上決定した一定の料率を乗じた価格によっております。手数料の金額は、当該購買代行業務による販売手数料であり営業収益に計上しております。  
 3. 経営指導料については、每期交渉の上決定しております。  
 4. 当社の買掛金に対して、投資有価証券の担保を受けております。  
 5. 子会社が使用している有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費と、それに付随する電算費を利用料として請求しております。

1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,039円86銭
(2) 1株当たり当期純利益	156円33銭

その他の注記

1.従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

連結計算書類のその他の注記において同一の内容が記載されているため記載を省略しております。

2.業績連動型譲渡制限付株式報酬制度

連結計算書類のその他の注記において同一の内容が記載されているため記載を省略しております。

3.記載金額の表示

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 英俊
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福士 直和
--------------------	-------	-------

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 英俊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福士 直和

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任  
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、監査等委員会事務局及び会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス 監査等委員会

監査等委員 自 念 裕 文 (印)

監査等委員 高 橋 誠 也 (印)

監査等委員 西 谷 剛 史 (印)

(注1) 監査等委員高橋誠也及び西谷剛史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役にあります。

(注2) 当社は、2023年6月29日開催の第14回定時株主総会の決議により、同日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。2023年4月1日から同年6月29日までの状況につきましては、旧監査役会が実施した監査内容を引き継いで当該事業年度の監査報告としております。

以上

